

平成21年 5月
警察庁交通局

「三輪の自動車の区分の見直し」に関する内閣府令案等について

「三輪の自動車の区分の見直し」に関する内閣府令案等については、「認知機能検査の導入に伴う規定の整備」に関する内閣府令案等とともに、本年3月27日から4月25日までの間、意見募集を行いました。これらのうち「認知機能検査の導入に伴う規定の整備」に関する内閣府令等については、本年5月11日に公布されましたが、「三輪の自動車の区分の見直し」に関する内閣府令案等については、現在、頂いた御意見を踏まえての検討を行っており、後日、警察庁の考え方等を公表する予定です。したがって、「三輪の自動車の区分の見直し」については、意見募集において本年6月1日に施行するものとしておりましたが、同日に施行されることはありません。その施行日を含め、警察庁の考え方等については、今後、公表いたします。